

令和 8 年度第 1 回 大阪市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会
地域福祉基本計画策定・推進部会（会議録）

日時：令和 8 年 6 月 26 日（金）午前 10 時 00 分～12 時 00 分

場所：大阪市役所屋上階 P1 会議室

出席者：（来庁）浅野委員、藤井委員、松井委員

（Web）小野委員、田村委員、所委員、野村委員

1 開会

- ・委員紹介
- ・出席職員照会

2 議事

- （1）第 3 期大阪市地域福祉基本計画の進捗状況について（令和 8 年 3 月末時点）
- （2）第 4 期大阪市地域福祉基本計画（素案）について

【議題 1 第 3 期大阪市地域福祉基本計画の進捗状況について（令和 8 年 3 月末時点）】

（石井地域福祉課長代理）

資料 1-1～1-4 に沿って説明

（藤井部会長）

第 3 期計画の進捗に関するご質問ご意見については、事務局から説明のあったとおり、この後の第 4 期計画素案の議論の中で、あわせてお願いしたいと存じます。

【議題 2 ① 第 4 期大阪市地域福祉基本計画（素案）第 1 章について】

（稗田地域福祉課長）

資料 2-1～2-3 に沿って説明

（藤井部会長）

それではこの第 1 章についてご意見を伺いたいと思います。まず、計画期間のことは非常に重要ですので、これに関してご意見ありましたら、お願いします。

（小野委員）

期間の件で、以前もちょっと意見をさせていただいたこともあったので、お話します。

今回の説明で、他都市の状況や趣旨も理解はしました。私はどちらかというと、近い方（3 年）が良いのではないか、という立場で発言をしましたが、6 年ということで決まるの

であれば、特に異議を唱えるわけではありません。

ただし、中間見直しはしっかりやるべきであり、また策定時期を他の計画と同じ年度に策定するのか、ずらして策定するのか、かなりポイントだと考えていて、少し議論したほうがいいのではないかと、ずっと考えていました。

計画期間の頭をそろえる場合でも、情報交換をしっかりすることが重要だと考えます。地域福祉計画は他の計画の上位計画とする、という位置付けがありますので、そこを意識していただいて、他の計画との関係を作っていくということは、計画期間を6年とするのであれば、その考え方をしっかり継承していただきたいな、という意見を持っています。

(藤井部会長)

後半の小野委員の意見に関して何かございますか。

(稗田地域福祉課長)

先ほど、小野委員のおっしゃってくださいました地域福祉計画と、また高齢・障がい等の他の計画と期間の頭をそろえるか、ずらすか、というご意見に関しまして、我々といたしましても、本市の地域福祉基本計画は、他の計画の土台となる計画でございます。

よって、まずは地域福祉基本計画を定めた上で、他の計画にも共有し、先導して、当計画について伝えていくことで、高齢や障がい、その他の計画にも地域福祉の土台となる理念などを共有していければ、と考えているところです。

また、同じ時期に計画を策定することで、他の計画の新たに入れなければいけないところも、地域福祉基本計画にも反映し、調整しながら、3つの計画を合わせて進めていきたいと考えているところでございます。

(藤井部会長)

計画の期間をずらすのに一番いいのは、社協の活動推進計画を先に策定し、民間からの提供を受けて、行政も民間の部分をどう入れ込むかという、計画期間のずらし方はあると思います。関係部署との関係は、自治体の方針もあって、一概には言えないけれども。

ただ、言えるのは、日本の福祉は高齢・障がい・児童の分野別福祉で、その制度福祉にお金が大量に流れている。そういう面で、障がいと高齢が3年ごとで期を^き一^{いつ}にして進めているやり方に、大阪市は合わせている。本来、地域福祉計画で共通する部分をいくら出しても、もともとの分野別計画が縦割りであれば、どこまでいっても縦割りのままです。

今、各自治体も動き出してるのは、例えば障がいと高齢が同時に並行してるので、当然、協議はしているが、重複部分を3者で協議して、その部分を各計画にも載せる。そうすると、高齢の計画にも障がいの重複部分がしっかり記載され、その内容は高齢の担当課が責任持って計画を推進する。そういうふうに、計画の重複化・統合化を進めないと、どこまでいっても縦割りは直らない。

この6年2期というのは、この3年のクールで、3者が協議を十二分にさせていただいて、それを6年のうちの3年・3年という形で進めていただくのが、当面、現実の大阪市の進め方かなと、私個人も思っております。

(藤井部会長)

他に何か意見ございますでしょうか。

それでは私の方から、記述としては間違えていませんが、地域福祉計画そのものの特質として、非常に気になってることがありまして、大阪市の計画としても言います。

5ページです。先ほどから強調されてますが、地域福祉計画の法規定で、第2条第1項は要するに、各分野の共通して取り組むべき事項を、基本、地域福祉計画に掲載する。だから上位計画である、と国は言っているわけです。この記述は、間違えていないのですが、6ページを見てください。他都市の多くの計画は、地域福祉計画が上位計画として位置付けられているので、上の方で横断している。ところが、先ほど言いました制度福祉を担うところに莫大なお金が出ていて、地域福祉部門には、お金がないわけです。それが上位計画といっても、実際に横断的な連携というのは、非常に難しいのが現実です。そういう意味では、上位計画というのは、理念としての上位計画、要するに地域共生社会というのを、大阪市なりに各分野も共通した理念としてやっていきたいと思います。他都市の地域福祉計画は理念計画で止まっている。それを大阪市の実行計画、市として進めようと考えており、各分野が制度として主なので、ちゃんとその土台部分を地域福祉計画で、共通して取り組むべき事項としてやりましょう、ということで、下に位置しています。

だから、理念としては上位計画ではあるが、地域福祉計画の実態は各分野を横断する、基盤計画である、という位置付けをこの図は与えているわけです。

そういう位置付けを、しっかり5ページのところに書いておかないと、他の各分野、実際の計画遂行は介護保険は介護保険、障がい福祉は障がい福祉、児童は児童福祉である、ということで、そこが本当の意味で推進しないといけないので、1つは、理念的には上位計画であるけど、各分野を結ぶ基盤計画であるということ。その次に、この基盤計画という意味を書き込まないといけないということですね。

要するに、分野別計画は社会福祉事業をやることです。でも、地域福祉計画は、社会福祉を目的とする事業をやる。すなわち制度外事業をやる、と明記されているわけです。結局、横断的にするというのは、各分野は制度福祉をやるが、少しはみ出したり、重複する部分は、制度外福祉をする地域福祉計画に投げ込んだらいい。そういう理解が自治体の中で進むと、縦割りはずっとなくなる。よって、各分野にも重複するべき事項は本来書くべき。地域福祉計画に身寄りや居住支援とか、書いているから、全て地域福祉課に投げ込んだらいい、ということでは地域福祉は進まない。

地域福祉計画は基盤計画であるとともに、その方法は、各課横断的なものだから、方法論としてプロジェクトである。そういうプロジェクトを進めるというのが、地域福祉計画の進め

方。その末に、それはどこが持っていくのか、どういう持ち方をするのか、というのは、地域福祉計画に書いているから地域福祉課の仕事という話では全くない、ということ、そこまでストレートに書く必要はないが、基盤的な役割というのは、そういうものだということを書いておくべき。6ページの地域福祉計画の土台で、権利擁護であるとか、居住支援であるとか、身寄りであるとか、どんどんここが大きくなっていく。それはなぜかと言うと、単身社会化がやってくるからで、分野別計画ではいろんな矛盾を起こしており、地域福祉の領域、すなわち、現行の国の制度を超える問題がたくさん出てきて、ここが、どんどん分厚くなるということが予測されます。この計画の中で、この分厚くなる基盤の部分、どんな考え方で進めるのかということ、庁内でも議論をしていただいて、計画の中に書くということが、非常に重要なことだと思っております。

これは私の意見ということで、問題提起をさせていただいて、できれば、5・6ページにわたって、行政としての地域福祉の進め方、ご検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【議題2② 第4期大阪市地域福祉基本計画（素案）第2章について】

（稗田地域福祉課長）

資料2-1～2-2に沿って説明

（藤井部会長）

それでは、第2章に関してご意見ご質問をお願いします。

（野村委員）

2点あります。

1点目が31ページの居住支援協議会の箇所ですが、6月24日に大阪市居住支援協議会を設立します、という報道発表がありまして、29日に総会が開催される、ということですので、その点、文脈ではまだ出されていないような表現かと思いますが、このあたりご検討ください。

2点目が、34ページの「孤独・孤立対策について」という箇所ですが、上から、2行目に「望まない孤独」や「孤立」というような表記があります。この「望まない孤独」という表現にちょっと違和感がありまして、この逆は「望む孤独」になりますが、果たしてその表現で地域福祉計画として表記をすることで良いのかどうか、ご検討いただきたいと思います。よく見るのは、「望まない孤立」「孤独」はよく見ますが、実際に孤独感を感じておられる人で、望んで孤独になっている人にこれまで出会ったことがないので、孤独の前に「望まない」をつけることの是非について、ご検討いただきたいと思います。

(稗田地域福祉課長)

まず1つ目、生活困窮者のところの居住支援協議会の話でございますが、33ページに国の動向を踏まえた大阪市の方針といたしまして、2段落目でございますが、「直近では、2025年4月の法改正を踏まえ、円滑な入居の促進等を図るため、2026年6月に大阪市居住支援協議会を設置しました」と記載させていただいておりますので、ご確認いただければと思います。

続いて、2点目の孤独・孤立対策につきましては、国の資料で「望まない孤独」という文言がございまして、そちらを参考にご説明させていただいているところです。

国も、人との繋がりが得られず、寂しさや疎外感を抱いている、という状態が孤独なんですけれども、孤独ではなく、望まない孤立、孤立じゃないかということでご意見いただいたのでしょうか。

(野村委員)

「望まない」をつけなくてもいいんじゃないか、ということなのですが、孤独は主観なので、望む・望まないを判断することも難しい。「望まない孤立」であれば、そういう表現をしている自治体もありますので、国はこのような表記しているが、大阪市としてはどうしていくかを検討いただきたいという主旨です。

(稗田地域福祉課長)

先生のご意見を参考にさせていただき、検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

(藤井部会長)

これ難しいですね。孤独というのは、ある意味ではパーソナリティができるから孤独を感じて、自分と向き合う感情という意味では、実は前向きな感情で、いろんな作家も肯定的にとらえているけれど、寂しすぎて自分と向き合えない、苦しいというのが、この表現ですよ。

例えば、一人暮らしの高齢者で、一見まわりとつき合っていない。でも自分1人でいるのが好きだという人は、これは別に見守る対象ではないわけです。どこかで繋がっているから孤立はしていない。でも、孤立までいかないが、本当は寂しくて寂しくて仕方がない、みたいなことだと思う。このあたりそういうご意見もいただきましたので、また多面的に、ご検討ください。他いかがでしょうか。

(田村委員)

28ページから始まる成年後見制度の利用促進に関する記載で、30ページの大阪市の方針の部分だが、制度や法律改正の中で、今の市民後見人の活動の中身が、事実上、全面的に見

直す必要があるということは、もう確認されているが、そのあたりのことは、3・4章あたりで触れられるつもりなのか、という確認と、あと親族後見人が、その利用促進の中では、地域の中で、お1人でどのように活動していけばいいのか、ということがわからないで悩んでいらっしゃる、そういう親族後見人の支援を、大阪市であれば社協が取り組むということになっているが、そういう地域住民が担い手に直接なっている、市民後見とは違う親族後見に関しての記載等も触れなくていいのか。先ほどの話で、6年というスパンの中で、おそらくここは考え方も仕組みも大きく変わるということなので、どの程度まで、記載される予定なのか、質問してみました。

(藤井部会長)

はい、どうぞお願いします。

(土山相談支援担当課長)

市民後見人さんの実状と活動と、親族後見人についてというところで、まだあまり国の方針、動向が見えない中で作成をさせていただいたところもあり、本日時点での記載内容として、ぼやけてる部分があります。より具体的なものが、まだ見えていないので、3章の方向性だけは制度に合わせて記載し、4章の具体的な取組については、第4期計画策定時までには書ききれないかもしれない、と考えております。市の方針は、先生のご意見と改正された民法の内容も踏まえ、改めて検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

(藤井部会長)

計画ができるまでに現在進行中で、変わっていくということによろしいですか。

この部分で、非常に理念的だが、成年後見制度そのものが、国連の意見とかで、成年後見制度そのものの表現みたいなものは、このままでいいのかというのは1つある。でも現実的に(名称に問題が)あるのであれば、例えば、この取り組みの中では、意思決定支援を重視するとか、そういうことの記述を追加すべきなのかな、というふうに思っている。これは全く素朴な感想で、そういう意味では「成年後見支援センター」みたいなものも、本来は「権利擁護センター」みたいな名称に変える時期ではないかなとは思いますが、いかがでしょうか。

(土山相談支援担当課長)

ありがとうございます。法の中にもその名称がきっちりと書かれておりまして、私の独断で、大阪市の「成年後見支援センター」の名称を変えるという発言は、しにくいものがありますが、成年後見だけでなく、虐待対応も含めいろんな広い意味での権利擁護というところが、また言われてくるかなと思っております。お答えになってませんけれども、申し訳ございません。

(藤井部会長)

これ考えていけないといけないという中で動いてますから、最終的にどういう記述をするのかというのは、田村委員の意見も踏まえてお願いします。

(藤井部会長)

はい。他いかがでしょうか。

(小野委員)

第2章は市のデータと国の動向と区の出組という建付けなんです、私が気になったのは、区の位置づけのところ。制度の動向は、かなりボリューム感があって、しっかり書かれているが、区のところは、45 ページの方向性というところにある。市の計画は、各区の地域福祉計画等を支援するための計画です、と明記されているが、このあたりを、もうちょっとはっきりと出していただけないかなと感じる。最初の1章のところにも、そのあたりが曖昧だったような感じがしていますし、国の動向・制度のところは、すごい意識してるなというのがわかりますが、区の動向のあたりをどういうふうに気づいてるのか、ということは、メッセージとして、しっかり出せた方がいいという意見を持っています。

それぞれの区の一覧のページもあるが、データとしてはこんな感じなのかなと思います。これに対して、この市計画では、もしくは局は、どんな考え方で、どういう支援などをやっていくのかということ、もう少し、しっかりと示していただいたらいいのではないかな。

(藤井部会長)

小野委員としては、もしここを強化しようとする、というふうに記載をしていただきたいという意見はありますか。

(小野委員)

実は第1章のときに言い切れなかったのですが、第1章の4ページのところです。

4 ページ目、まず「区地域福祉計画等との関係」というのが、ここのところに、しっかりと大阪市は各区の地域福祉計画についても支援していく、というのを書いていただきたい。また、具体的にどういうことをしていくのか。私は、区の計画にも関わっているが、区の計画づくりとなると、市の計画をかなり意識してるというのがあるが、やはり担当職員が人数的に少なく、マンパワーも足りない、目の前のことをやっている、という印象で終わってしまう場合もあります。

そうならないために、大阪市が、半歩ぐらい入ったような支援が必要なのかなというのは、常々考えていましたので、まず1章から、この方向性についても、しっかり書いて、具体的な支援の方向性を少し書いていただければ、というふうに思った次第です。

(稗田地域福祉課長)

先ほど小野委員が言っていたように4ページですね、「区地域福祉計画との関係」のところにも、45ページで書いてるような、区の計画と市の計画、市（の計画）が支えるものであり、区役所の計画が円滑に策定できるように支援していきますというところも、併せて書ければと思っております。

また、方向性のところですが、今こちらの方では研修等を通じ、各職員にも本計画の基本理念等の共有を一層図っていきまると書いていますところでは。

具体的には、昨年に各区の計画が具体的なものとなるように、地域共生社会、また包括的支援体制の整備を進めるにあたっての考え方を整理したガイドブックを作成し、各区の担当者に研修を行ったところです。

昨年度研修をしたところですが、1回だけではなかなか理解いただくものでもございまして、今年度5月にも開催させていただきました。その中では、社会福祉協議会の皆様と、一緒に地域福祉づくりをしていかなければならないと、我々強く感じておるところでございまして、社協の皆様方にもご出席いただき、区役所の職員と社協の職員と合同で、まず地域共生社会とは何ぞや、包括的支援体制を進めるためには、また、地域福祉計画を各区で作っていくために、どんな要素が必要か、ということ等の洗い出しも、あわせて実施したところです。

また、区役所に対し、区担当制というものを昨年度から復活させまして、本市の職員が24区に回って、計画の進捗状況や、（計画策定にあたり）アドバイスが必要か、また質問があれば、いつでもご回答させていただけるような体制を作っているところでございます。

これからも力を入れていきたいと考えておりますので、また見守っていただければと思います。ありがとうございます。

(藤井部会長)

小野委員の意見は、もう少し書き込む必要があるんじゃないかということで、その点はどうですか。区との関係の、というところで。

(稗田地域福祉課長)

一応、ここに研修等を通じ各区職員にも基本理念の共有を図っていきます、というところの具体的な取り組みをご説明させていただいたところです。

書きぶりをというのは、これ以上の具体的にどういったことを書けばいいのかが、今一つ理解できておりませんで、区の担当制とか、今やっていると書いていけばよろしいでしょうか。

(小野委員)

もちろん書きぶりの話もあるんですけども、重要なのは、市と区の関係だと考えていて、

先ほどすごく丁寧に、市の方もこういうことを考えて、こういう研修等を始めましたと説明いただきました。

本当に区で感じるのは、区の職員は、市（市基本計画）のことをかなり意識してますので、そういうのをしっかりと聞こう（市基本計画を理解しよう）とするのはよいですが、やはり地域福祉は、まず現場（区）のことをしっかりと把握して、そこから計画を作って、そこから市の方に提案するといった、そちらの流れも意識していかないと、何か政策を区に下ろして、それを地域に下ろすみたいな発想が、垣間見えてしまうので、丁寧なのは必要なんです、むしろボトムアップ型のところ、あるいは、地域福祉の原点だと思いますが、地域の声なんかを、どのような形で拾い上げながら、「区」さらに「市」というものとのつながりを作っていくのかを、どう考えるかと思っていた。

市から区に下ろしますという発想。それも、重要な点であるが、そこだけではなく、区は地域の意見をしっかりと把握し、区の意見を市レベルでもしっかりと反映させるという、そのあたりの見え方が、少しもう見えるようにしていただくとありがたいなと。そういうことです。

（稗田地域福祉課長）

我々といたしましても、区役所の取り組み、地域の方々と話し合って作っている区地域福祉計画の取り組みをもっと吸い上げる形で、また我々の施策にも反映できるかどうかなど、いろいろと考えていきたいと思います。

この表記の方にも、そういったことを追記できるように考えたいと思いますので、ありがとうございます。

（藤井部会長）

ここは、大阪（市の）ニア・イズ・ベターの非常に難しいところがありますので、そういうことも併せて、ご検討いただければと思います。

私も何ヶ所かヒアリングしたけれど、区職員に計画そのものの地域福祉、要するに、横断的に計画を策定する、ということのノウハウとか意識が育っていない。以前、大阪市では、高齢者サービス調整チームとか、ケア会議にスーパーバイザーの派遣をやっていたかと思う。

こういった計画のアドバイザー派遣みたいに、計画づくりを（支援していかないと）、なかなかしんどいとは思います。まだ工夫ください。

（浅野委員）

21 ページの災害のところですが、今回、社会福祉法の改正でDWA Tが位置付けられたのはそうですが、74 ページのところに、大阪市としてのDWA Tのことが書いてある。74 ページの下から 10 行目。「さらに…」というところだが、この中で「大阪府DWA Tの災害

福祉に係る研修・訓練の参加に努めます」と書いてあるが、これは誰が出るとか、どういうふうに進める、というところは、これから決められるのかもしれないが、研修・訓練の参加に努めるのは、誰にかかるのでしょうか。

ということと、75 ページにあるとおり、DWA Tは大阪府が皆さん集めて、災害対策福祉チームということで、各職能団体を初め、労使協とか老健協会とかも入っているのは、私も存じ上げているが、大阪市が今後、大阪府とどのように連携して（いくのか）というところが、ぼんやりとしてるなと感じるので、市内に福祉施設は何千とあると思いますので、この部分を（現時点で）わかる範囲でいいので、教えてもらえたらと思います。

（藤井部会長）

大阪市なりの方針の記述が欲しいということですね。

（松崎総務課長代理）

総務課の松崎と申します。DWA Tの、まず研修・訓練の参加というところですが、現時点では、市の職員が研修等の訓練の参加に努め、どのようにDWA Tに迅速につなげていくのか、というところで記載させていただいております。

（藤井部会長）

ご質問は、大阪市なりの方針はあるのかということなんですけど、それはいかがですか。

（稗田地域福祉課長）

地域福祉課長の稗田でございます。社会福祉法の改正もあり、大阪DWA Tについては、今回初めて我々としても認識し、検討しているところでございます。

どのようにして、大阪府DWA Tの体制を作っていくかは、大阪府からきますが、市としてどのように参画していくかについては、まだ大阪府の方も始まったところなので。全員が全員、研修に参加できるわけではないので、我々からも「参加したい」という申し入れをしているところです。

調整が始まったところですので、書き方がまだ曖昧になっているところはございますが、ようやくこういうところにも、我々も目を向けて対策しなければいけないということで進めてまいりますので、見守っていただければと思っております。

（浅野委員）

ありがとうございます。大阪府も年に2回、今年でしたら7月24日と6月1日に、DWA T派遣の人を中心に研修があったり、またその上に上ということで、研修もあります。

ただDWA Tは災害のときに、私たち介護福祉士であっても、介護の支援をするわけではありませので、大阪市として、書きぶりはこれでもいいかとは思いますが、DWA Tとし

て、どのような役割を担うのかということも、ぜひ把握した中で、実行のところでどうしていくかというのは、大阪市民を守るためにも、具体的にこれから積極的に実行していただけたらな、というふうに思います。よろしくお願いします。

（稗田地域福祉課長）

この間、危機管理室と、また福祉局と合わせて連携して、進めていきたいと考えておるところでございます。ご意見ありがとうございます。

（藤井部会長）

私の方から1点細かいところで、21 ページの国の動向について、地域共生社会の実現の部分ですが、2行目に、「多様な主体が『我が事』として参画して」とあります。この『我が事』という文言は、今消えていると思うので、ご確認をいただけたらと思います。「我が事・丸ごと」の「我が事」がもう数年前から消していたと思いますので、ホームページ等で確認ください。

（藤井部会長）

次に移りたいと思います。ご説明をお願いします。

【議題2③ 第4期大阪市地域福祉基本計画（素案）第3章について】

（稗田地域福祉課長）

資料2-1～2-2に沿って説明

（藤井部会長）

どこからでも結構ですので、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

（浅野委員）

福祉人材確保について、100 ページにも魅力発信ということで、私もこの事業にいろいろ参画もさせていただいているが、昨今の介護人材不足の課題というのは、大阪市だけではなく、全国どこでも言われていることだが、今は日雇いの事業が参入してきて、介護の世界には、本来不要なものだとは考えているが、致し方ないということで、これを活用するところも増えています。質問は、大阪市さんが実施されているアシスタントワーカーについてです。

私も当初の立ち上げのときに参画させていただいているが、アシスタントワーカーを大阪市として、どれぐらい重要視して、この人数をどれぐらいにしようかという目標を、人数的な、数字的なものを挙げられているのか、まず教えていただければよろしいでしょうか。

(秋山地域福祉活動支援担当課長)

いつもお世話になっております。地域福祉活動支援担当課長の秋山でございます。

アシスタントワーカーについてですけれども、人数目標というのは全体で何人とかいうのは特に決めておりません。

伴走型支援を行っておりますので、1年間にどうしても対応できる事業者数が限られてしまい、その部分でいかに広げていけるかが課題であると考えています。

現在は年間に3施設ずつということで実施していただいております。過去に取り組んでいただいた施設からは、アシスタントワーカーに直接介助ではない部分を担っていただくことで、専門職の方々が働きやすくなった、であるとか、チームケアがしやすくなった、というようなことで、ご好評はいただいておりますので、続けていきたいとは考えております。ただ、取り組む事業者にもかなり負担がかかるということは聞いておりますので、やり方を、改めて考えていかないといけない時点には来ているのかな、と考えております。

(浅野委員)

ご説明ありがとうございました。

大阪府では、委託か補助か忘れましたが、介護助手ということで、老健協会にずっと委託されていたと思う。

大阪市がアシスタントワーカーを事業として位置付けているのであれば、もう少しやり方を変えたほうがいいと思う。私が見ているに、そんなにたくさん、要請はされていないと思っている。だから取り組む施設だけに関して、この事業を推進していくのか。本当に市を挙げて、何かこうシステムティックに、研修等を行うことによって、アシスタントワーカーを養成していくのかということは、私は岐路に立っているのではないかと考えている。それにどれぐらいの効果があって、施設さんも、私が見てる限りでは少しずつ増えてると思う。広がってはいるが、頭打ちがずっときていると感じているので、本当に事業としてももう少し広く、例えば、地域の人がアシスタントワーカーとして来ていただいているのかと考えたら、宣伝とか、集まって誰かがするだけではなくて、他の手段を考えないと。2040年問題を見据えての事業であるならば、これは検討していく必要があるんじゃないか、と思いますので、意見として、言わせていただきました。よろしくお願いします。

(藤井部会長)

はい。それでは小野委員の方からどうぞ。

(小野委員)

1つは71ページから始まる「地域福祉への多様な主体の参画と協働の推進」のところ。

担い手が少なくなっているということもありますので、重要な点だと思っているが、もう少しポジティブな活動があってもいいのかなと思う。もう少し、間口をどう考えるかだが、

こども食堂なんかがあればほど広がりが出てきてる、というあたりも少し考えながら、ポジティブなメッセージで参画というのが示せないかな、という意見です。問題は深刻だと思うし、いろんな難しい問題があるが、取り組みとしては、それをもう少し、違う発想があってもいいのかなというのが1つ。

もう1つは、これ本当に枠組みの話なのですが、第3章に、基本理念と基本目標が出てくる。これが46ページだが、ここまでのどり着けるのかな、というのがあります。それまでの前段があって基本理念なんだ、基本目標なんだというのは、組み立てとしてはわかるし、行政的なものとしてはそうだと理解できるが、これを読んでもくれる人の立場からしたら、やはり何を目指して何をやるんだというあたりのことを、もっと前の方へ出せないか、あるいは前出ししてここで説明するのも良いと思う。

ここまで読んでもらえるというのは、仕事なら読むけど…という形だと思うので、もっと多くの人へアピールするためには、掲載位置を少し検討できないか、と思います。

(藤井部会長)

後半部分は、こうしないといけないという話ではなくて、1つのご意見でした。他市の計画は最近、この第1章、計画の考え方の次に第3章の基本理念と基本目標があって、第2章の地域福祉を取り巻く現状は、そのものがもう全部後ろに（掲載している例もあり）、そういうやり方も、というのが小野委員の意見だと思います。少し私の意見も付け加えました。

また前半のところで、もっと積極的なことは59ページですね。これと関係してて、地域福祉活動を始めるきっかけづくり、だから担い手が不足するからきっかけづくり、このあたりと、かなり連動した内容だと思います。

今後、この計画は6年という期間で進めるとなると、旧来の担い手はほとんど、もしかしたら消滅してるかもわからない。だからここ（59ページや71ページ）をどう書くかということは、非常に難しい。アイディアがあるかどうかみたいな話がありますよね。

これも含めてちょっと、小野委員の意見に対して、お答えいただければと思います。なかなか答えようがないと思いますけども、感想なりでも結構です。

(稗田地域福祉課長)

地域福祉課長の稗田でございます。ご意見いろいろとありがとうございます。

まず小野委員のおっしゃってくださった、多様な主体の参画と協働のところで、これはこども食堂とかもいろいろとやっているし、いいところも記載したらいいんじゃないかなというところのお話だったかと思いますが、その点はまた考えていきたいと思っております。

そしてまた藤井先生の仰ってくださいました、地域福祉活動への参加促進の59ページの点なんですけれども、我々の実態調査のところでもご説明させていただいたところですが、地域での支え合いやつながりを感じる市民とか、（そういうつながりが）必要だ、と考えている市民の方々は、この間、増えてきている傾向です。ただ一方で、地域福祉活動への参加

ということになると、関心がある、参加したことがあると答えてる割合が減ってきています。つまり、地域の活動、いわゆる我々が想定しているような町会活動であったりとか、そういった活動の主軸に入るのは、なかなかしんどいと思ってきているのかなと、感じているところでございます。

担い手の方々という概念も、今やっている担い手のままでいいのかどうか、というところも、今後、考えていかなければならない。薄く広く、緩やかに地域福祉活動をしてくださるという方々も、それも担い手と言ってもいいのかもしれない、というところも、今考えているところです。いわゆる担い手像の考え方を、我々、今後6年の計画になっていきますので、検討していかなければならないところかなと考えております。ありがとうございます。

(藤井部会長)

小野委員この件に関しては、よろしいでしょうか。もうこれで、そのあたり。

(小野委員)

今は、いろいろな切り口からの参加というあたりが、随分、生まれてきてるところもあると思いますので、先ほど先生もおっしゃっていただいたような、そのあたりの大阪市内のもあると思いますので、示せたらいいのかなというのは感じました。

(藤井部会長)

ものすごい難しい問題だけど、避けて通れない、しかし答えがない。ですので、計画策定の最後の最後まで、どういうふうを書くか、悩み苦しんで。

高度経済成長期に作った、中間組織みたいなものが、もう通用しなくなっているから、参加する核がなくなっている。テーマ型で、みんな興味のあることに参加しているけど、地域で取りまとめる方がちょっと古くなっているのが嫌だよ、みたいな話ですね。これはかなり深刻で、地域づくりが深刻だと思いますので、だから地域福祉だけじゃない。地域づくりそのものの、担当課の課題、という話になりますので、最後の最後まで、これを軸に考えてたらどうでしょうか。

また、計画の第3章までたどり着くかな、という意見は意見として、お伺いしておきます。大阪市なりの構成の仕方があると思いますので、よろしくお願いします。他いかがでしょうか。

(田村委員)

73 ページの社会資源の活用の創出のところでの、社会福祉法人の地域社会への貢献活動の推進ということについて、これは支援しますと再掲で書いていただいているんですけど、これがですね、今後は利用促進や権利擁護体制のところ、さらに具体的に、役割とか期待というものがあるでしょうし、これまで取り込もうとして、私の主観ですけど、なかなか

かうまく機能・発揮できなかったという取り組みもあるように思う。このあたりは、記載はこれ以上増えないのか、もう少し、今後具体的に制度の動向や、社福法の改正を受けて、大阪市として、何かお書きになるのか、というのが知りたいなということ。

その関連で、先ほどから出てましたアシスタントワーカー、あと身寄りに頼れない高齢者の問題なんかも含めて、多様な人材が、おそらくアシスタントワーカーに参画できる可能性を持っておられると思う。そういう意味で、個別の定着だけではなく、例えば、社会福祉法人さんだからこそ持つておられるようなノウハウや、支援環境みたいなものを、少し特性のある方とか、外国の方などをサポートするにあたって、どういうことをすればともに働く仲間になっていくのか（定着していくのか）というようなことも含めて、可視化するということが（大事ではないか）、この計画を見るだけでは見えにくい。社会福祉法人さんが組み込まれている、今までのものを活かせるような、例えば、合理的配慮の具体性みたいなところも、一つきっかけになるのかな、と思いながら拝見していた。そのあたりのことを、今後、大阪市としてのこれまでの実績を、それぞれの区や地域とか、ネットワークってどう活かしていくのかというのを、どこまで書けるのかなというふうに思ったので、質問をさせていただきます。

あともう1点だけ。

74 ページの災害ところ記載についてですが、災害救助法の改正に伴って、福祉的支援がというところで、日本社会福祉士会のほうで、昨年と今年度、福祉的支援の可視化というところで調査・研究をさせていただいたのですが、そのなかでは平時からの各地域での取り組みということをもっと具体性を持って取り組む必要があると、全国の自治体とこれまで災害に遭われた自治体等へのヒアリングや調査した結果が出てきているのですが、ここ（計画）でも74 ページに平時から体制の構築に取り組むというふうに書いていただいて、このあたり大阪市として、国からの動向を受けて、国からの通知を待つということではなく、大阪府との関係などについて、何か言及をされるとすればどんなことがありますか。

（藤井部会長）

最初の社会福祉法人のご意見というのは、要は、この計画の中で、非常に社会福祉法人が多面的なやっぱり役割があって、この記述だけで収まらないんじゃないのという、そういうご意見ですかね。

（田村委員）

それと、もっと社会貢献を具体的に、社会福祉法人として地域にどう貢献するか、社会にどう貢献するかという意味では、もう少し具体的に何ができてきたか、何ができるか、ということ在地域福祉の中で述べていただくということができないのかなという、そういう意図です。

(藤井部会長)

他市の計画では今まで、社会福祉法人は独立した民間ですので、あんまり行政の計画の中に、社会福祉法人連絡会とかについて、記載してこなかった。しかし、この話が出てきましたので言いますが、社会福祉法人というのは、非常に重要なんです。だから、地域福祉計画の中で、社会福祉法人連絡会との連携とか、そういう記述の中で、社会福祉法人が果たす役割、加えて田村委員が言ったのは、横断的な連携を、社会福祉法人がして欲しいと。これがものすごい深い意味があると考えます。

そういう中で、地域と密着したりとか、いろんなことで役割を果たして、今後、社会福祉法人もしんどくなるので、今のうちに地域と密着して、そういう経営基盤も含めて、地域の資産にしていく。そういうことも併せて地域福祉計画に、位置づける時期なんじゃないのかという、そういうご意見、ちょっと意見を足して言い過ぎましたが…。

(田村委員)

いえ、言い過ぎではございません。

(藤井部会長)

やっぱりそうそういうことですね。

まずはそのあたり、松井委員の方から、何か意見があれば。

(松井委員)

ありがとうございます。

まさしく社会福祉法人も、高齢者、児童、障がい、様々な社会福祉法人が地域の中にあって、その中で、たまたま私が所属している社会福祉法人の中では、顔の見える関係づくりということで、障がいや、こどもの分野、高齢の分野と、いざ有事があるときも、平時のときも、連絡し合い、情報共有し合い、日々日々、地域の子どもたちや高齢者のために何ができるだろうかということで、いろんな取り組みをさせていただいております。

先生方、おっしゃっていただいたこと。本当に納得しました。今後、もっともっといろんな活動しないといけないと思いましたので、それがどんどん大阪市内に広がって、それが当たり前だというように、本当に地域の皆さんと共生社会を築けるように、やはり社会福祉法人は、もっともっと頑張らないといけないなと感じました。ありがとうございます。

(藤井部会長)

具体的にはやはり区ごとになりますよね。全市の社会福祉法人の、例えば連絡会なのか。区のあたりだったら、これ区社協が持ってるんですか。

(松井委員)

各区ごとに施設連絡会というものがあるんです。

私が所属してる区では、毎月役員会・定例会議があって、年何回か、健康まつりとか、区民祭りとかいろんなところで、PRさせていただいて、より一層、社会福祉法人のことも、わかっていただき、また、皆さんとともに、近しい関係で言いたいということをPRしているような活動してると思っております。その充実をどういうふうに、この市の計画でも位置付けて支援するかみたいなことでしょうかね。

(稗田地域福祉課長)

ありがとうございます。

日々の社会福祉法人の方々の公益的取り組みにつきましても、前回のこの部会であっても、社会福祉法人の方々の公益的取り組みの成果っていうものを、ご紹介させていただいたところでございます。

我々もその中で、だんだんと地域との連携を図ってくださってる法人が、増えているというのも、認識しているところでございます。その部分は、区社協の施設連絡会、また、市社協でやっている全体の施設協を通じて、我々も情報共有させていただいているところでございます。

私たちも、その状況を知っているにもかかわらず、ちょっと書きぶりがここまでというところが、申し訳ないです。区役所の方もまた行政の方も、なかなかそこまで入りきれてない。情報は、区社協・市社協からいただいておりますが、直接関わっていないというところもございまして、ちょっと書きぶりが薄かったかなというところがございます。

今日のご意見いただきまして、どんなふうに、この部分で書いていけるかというところを、少し検討して参りたいと思います。ありがとうございます。

(藤井部会長)

もう少し足させていただいていいですか。

包括的支援体制とは、相談員の包括化です。でも地域福祉は、基盤はやっぱり地域ケアです。行政の中の相談員、行政職員の横断、連携はいいですが、民間側の横断連携とは実質、社会福祉法人の出先の地域包括とか障がい相談支援で、でもこの方たちの本体は、ほぼケア施設なんです。

だから、社会福祉法人そのものが、横の連携をとらないと、その出先の包括や障害相談支援のワーカーだけが連携とっても、本当の意味の民間側の横断的連携にならない。ですので、社会福祉法人間の横の連携というのは非常に重要で、私が関わってるところはそうやって横断的連携すると、特に保育所の参加がすごく重要です。それは全分野的にもそうですが、全世代型の地域福祉だと、やはり幼稚園とか保育所が一番幼児期のニーズを捕まえているのです。子どもやその親御さんの問題を保育所が何とかする、という話ではなくて、ニーズ

をちゃんと早期につかまえている存在としての保育所が、もっと横断的に発信をしてもらって、幼児期のころからの全世代的な対応をとっていくなど、そういう役割がとりわけ保育所も入った施設連絡会にはある。すごく重要な相談の連絡・連携をやっていても、その具体的な資源はケア資源だから、ここが横断的に連携してないと、実際にはなかなかうまくいかないぐらい、実は地域福祉にとって重要やということ。なおかつ施設職員がね、横断的に交流していくと、施設職員が元気になってくる。

（松井委員）

先生おっしゃる通りなんです。本当に、現場職員の高齢者、施設同士の勉強会・研修会の横の繋がりはあるんですけど、それを乗り越えて、障がいとこどもの分野全体で勉強会研修会を実施して、親睦も深めたら、本当に困ったとき、建物もありますので、空いているスペースはやっぱり地域のためにとか、いろんな活用もできたり、有事のときも、どうぞ活用してください、というような、顔の見える関係づくりができてるといのは心強いと思います。

同じ区内の中でも、やはり端と端は何キロと離れておりますので、小学校区であったり、包括支援センターの校区（圏域）というんですか。地域ごとの、また厚い顔の見える繋がりづくりを目指しているようなところもございますので、先生おっしゃる通りだと思いました。

（藤井部会長）

100 ページの取り組みの、相談支援機関委員における包括的な支援に向けた専門性の向上というのは、横断的連携ができて、住民と協働できる職員を養成していくという部分。その時に、相談支援員だけではなくて、施設丸ごと、ケア職員も、横断的に連携することが実は包括的支援体制もすごく重要です。なおかつ、それで職員が元気になったら、元気な施設には、また人も入ってくるということも全て含めて、いろんな要素がその中に込められています。そういう面で、計画の中でどう考えるかというのは、お考えいただけたらと思います。

（藤井部会長）

もう1つ質問ありましたね。田村さんの方から、災害のところでしたか。

（田村委員）

74 ページの整備の取り組みっていうのは、どのようにということでしたけども時間もないし、さきほど松井委員がいろいろ触れられてたところもあるので、それを参考に、もう一度、ご検討いただけたらなというふうに思います。

（藤井部会長）

ありがとうございます。所委員。全体的な感想でも結構ですので、どうぞ。

(所委員)

私はいくつか気になっていたところが、実はしっかりと書き込まれていたもので、特に要望であるとか質問という形では、発言しませんでした。

例えば、福祉教育のところでは、当事者の方、地域の方と一緒にということであったりとか、それから参加支援のところは、よりわかりやすく書かれていて、今日いただいていた評価の資料にも出ていましたけれども、参加につなげるだけではなくて、課題として、参加できたけど、継続というところでは、課題が見えているというところについても、しっかり取り組みの焦点のところとして、言葉にして入れていただいているところ。

それから地域福祉活動への参加の促進の中で、今関わっている人たちだけでなく、地域の中にいろんな方たちがいるということへの、理解を進める場、関心を持ってもらうということを、より進めていこうというところに、ここはなかなか具体的に何かということを書くのは難しいところであったかと思うが、これまで書かれていなかった方たちのことも書いていただけた、ということも含めて、確認をさせていただき、これがしっかり進められるといいかなと考えました。

もう一つ、これはもうすでにほかの委員から、また委員長から、ご発言があったことですが、私が一番気になっていたのは、小野委員の仰ってくださったことで、特に大阪市として、区と市との（関係の）ところでどのように実際に、取り組んでいくかというところですね。今回の案の中でも、書かれてるかなというふうに読み取っていたのですが、特に課題のところは、やはり小野委員のご指摘があるような部分での、明らかな課題はあるかなと思いました。なかなか書くのも難しいかなと思いつつ、でもそういったこと、特に上からというだけではなくて、下からという、言葉としてはそれぞれの各区の実情に、というところが書かれているのですが、それが本当にちゃんととらえて、自分たちで作っていき、また必要などを伝えていくというようなところが、とても大事だということだけ、先ほどお話があったような、横並びのところもそうなんですけれども。地域の範囲の違いというところをどうつないでいけばいいとか、あるいは、ともに共有していけるかみたいなところから、何かちょっと具体が言えないんですけれども。確かに、よりわかりやすく示せるといいなと思いました。上に、地域福祉計画を置いていくのではなくて、本当に基盤というところの意味を、本当に意味を実施、実行させるというところでは、おっしゃっていた通りの大切さがあるというのがあります。ここも、どう書くかというところで、今の書きぶりだけじゃ、不十分かどうか、この場でちょっと言い切れないところありますが、すごく重要な、常に考えていかなきゃいけないし、考えるだけにはとどめなくて、落としていかなきゃいけないかなということ。痛感したところです。

(藤井部会長)

このあたりで、時間が来ましたので、はい。

(浅野委員)

最後にもう一つだけ。ハラスメントの内容についてなんですけれども、これはどこかに入っていますか。端的に言います。

要は利用者、家族、支援者、私たち介護を提供する方、お互いの尊厳を守っていかなければいけないし、守られるべきだと思っています。先日も、埼玉でケアマネジャーの人が、ご家族と思われる方に殺害されるという痛ましい事件もあり、私どもも職能団体としても、大阪府や大阪市に、これは、いろいろ申していかなければいけないなと思っているのですが、私たち福祉職員だけではなく、全体として、お互いの尊厳を尊重するために、ハラスメントの防止に向けた啓発や相談体制の充実を図るというような内容を、どこかに盛り込んでいただきたいというふうに思いました。

10月1日からカスタマーハラスメントの義務づけも決まっていますし、運営指導に行った際でも、皆さん相談窓口は確かに書かれています。

けれど、セクシャルハラスメントの場合だと、女性が男性の管理職員に相談をするというのは、パーセンテージも低くなっていますし、全体的なハラスメントという問題としては、やはり、この福祉人材の確保・定着というところにおいても、これが減れば、退職する人も、離職する人も減ると思う。

そういうところも含めて、やはり大阪市がそういうことにきちんと取り組んでいますよというのを、この時代の流れにおいては、一言どこかに入れていただければ、現場で働いてる介護職員も安心して働けると思いますので、ご検討いただけたらと思います。

(藤井部会長)

これも各分野共通するべき事項を、何か各分野で書き込むのかみたいな判断も、あわせて問題性は問題性なんですけど。計画に位置づけるのかみたいなことだと思いますので、またそれも踏まえてご検討いただければと思います。

ありがとうございました。そういう残るご意見があらうかと思いますので、事務局宛メールでお願いをしたいと思います。

また、本日ご意見をいただきましたが、冒頭にお伝えしたように、調整が残ったものについては、私の方で事務局とすり合わせていきたいと考えておりますので、ご了承をお願いします。また本日欠席された委員の意見も、事務局から何らかの形でお伺いをしたいと思います。鳥屋委員からは、文面でいただいておりますので、そういうことも含めまして、この計画の中で検討をしたいと思います。とにかく、所委員もおっしゃっていたが、基盤というものが分厚くなってくる。各分野別に制度福祉として、国がこれを横断的な制度にしない限り、共通して取り組む事項が増えてくる。やはりこの考え方を、これを機に、地域福祉計画でしっかり考える。

それはなぜかという、法律改正の前の地域福祉計画は、ほぼ民間がすることを書いていた。そういう意味では、何を書いても実は社協の仕事みたいな（ものだった）。しかし、各

分野の共通して取り組むべき事項は、制度福祉の横断化なので、これが、改めてこの数年で出てきた。この基盤を各担当部署と、地域福祉がどう考えていくのかということが、いよいよ問われてくる、計画になるというご認識を、庁内でもしていただき、もう1つは、それがなぜ分厚く、必要になってくるのかというのは、明らかに、少子化もありますが、単身社会化になるということです。

ただ単身社会化に適応した制度福祉はなっていない。家族を前提とした、制度福祉ですから。それは通用しなくなる。だから、各担当の分野別の担当の方たちもご苦労されると思います。それを地域福祉に全部投げ込んだらいいのかという話ではなく、まさに単身社会化に向けた、制度・運用のあり方を考える。その一番の代表例が身寄り問題だというだけで、だから身寄り問題は単一プログラムだが、身寄り問題を象徴して、これから単身社会化に向けて、大阪市はどう考えるのかということが、問われてるとご認識いただいた方がいいと思います。

それが本格的にこれから、福祉行政の役割で地域社会、担い手不足というのは、まさにそういう問題が地域社会、暮らしにやってきてるというのも全部含めて、これ2040年ぐらいであれば、もう結婚しない男性が6割ぐらいになるとか、県も出ています。恐ろしいことだと思います。

ということで、大きなテーマを、背景にあることを認識しつつ、でも今考えること。足元をしっかりとこの計画で立てていきたいと思います。そのスタートが本日ということでございましたので、今後よろしくお願いいたします。

それでは本日の議事が全て終わりましたので、進行を事務局にお返しします。